

鹿 児 島 県 公 報

令 和 6 年 1 月 30 日 (火) 第 485 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- | | | |
|------------------------------|------------|---|
| ○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 | (環境保全課取扱い) | 1 |
| ○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 | (環境保全課取扱い) | 1 |
| ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止(2件) | (社会福祉課取扱い) | 1 |
| ○生活保護法等に基づく医療機関等の指定(3件) | (社会福祉課取扱い) | 2 |
| ○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 | (漁港漁場課取扱い) | 3 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課取扱い) | 4 |

公 安 委 員 会 告 示

- | | | |
|---------------|--------------|---|
| ○遊技機の型式の検定の告示 | (生活安全企画課取扱い) | 5 |
|---------------|--------------|---|

告 示

鹿児島県告示第57号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和5年5月9日鹿児島県告示第451号(土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定)で指定した形質変更時要届出区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年1月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
霧島市国分山下町1718番2の一部及び1718番3の一部
- 2 指定を解除する形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

鹿児島県告示第58号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、次のとおり形質変更時要届出区域として指定する。

令和6年1月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 形質変更時要届出区域
薩摩川内市港町字唐山6110番1の一部
- 2 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

鹿児島県告示第59号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び

に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 6 年 1 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
城薬局	鹿屋市川西町3613番 5	令和 5 年10月 1 日
くばら歯科医院	奄美市名瀬古田町16- 1	令和 5 年 8 月31日
オキシマ薬局	奄美市名瀬伊津部町32番31号	令和 5 年11月12日
前菌歯科医院	いちき串木野市東島平町242番地	令和 5 年12月31日

鹿児島県告示第60号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 6 年 1 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日	施術の種類
内香純	フレアス在宅マッサージ霧島 霧島市溝辺町崎森2980番地 1 ベルアンジュ 102	令和 5 年 12月31日	あん摩マッ サージ指圧
河野晟大	フレアス在宅マッサージ霧島 霧島市溝辺町崎森2980番地 1 ベルアンジュ 102	令和 5 年 12月31日	あん摩マッ サージ指 圧, はり, きゅう

鹿児島県告示第61号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和 6 年 1 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	指定年月日
すず調剤薬局	薩摩川内市東開聞町176- 2	令和 6 年 1 月 9 日
春田医院	霧島市牧園町宿窪田2072番地	令和 6 年 1 月 1 日
エナジー薬局	霧島市国分府中町33番18号	令和 6 年 1 月 1 日
上の原在宅クリニックあいら	始良市平松2198番地	令和 6 年 1 月 1 日

鹿児島県告示第62号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和 6 年 1 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	住 所	指定年月日	施術の種類
-----	-----	-------	-------

渡邊靖弘	霧島市国分福島三丁目67-17グレイ・M302	令和5年 12月13日	あん摩マッ サージ指 圧, はり, きゅう
------	-------------------------	----------------	--------------------------------

鹿児島県告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和6年1月30日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月 日	施術の種類
森和紀	和らぎの森 霧島市国分福島三丁目3-13	令和5年 12月11日	あん摩マッ サージ指 圧, はり, きゅう
水元友美	マッサージはりきゅう恵み 始良市西餅田15-18岩田コーポA102号	令和5年 12月15日	あん摩マッ サージ指 圧, はり, きゅう

鹿児島県告示第64号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和6年1月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 しゅん功認可年月日
令和6年1月19日
- 2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名
鹿児島県
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 塩田康一
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
肝属郡南大隅町佐多伊座敷字伊座敷3875番19の地先公有水面
 - (2) 区域

次の①の地点から⑤の地点までを順次に結ぶ線、⑤の地点と⑥の地点を結ぶ平成25年の秋分の日満潮位（D.L.+3.50メートル）における公有水面と陸地との境界線、⑥の地点から②の地点までを順次に結ぶ昭和49年8月12日付け鹿児島県指令漁港第124号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+3.50メートルにより決定）、②の地点と②の地点を結ぶ平成25年の秋分の日満潮位（D.L.+3.50メートル）における公有水面と陸地との境界線、②の地点から⑩の地点までを順次に結ぶ昭和49年8月12日付け鹿児島県指令漁港第124号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+3.50メートルにより決定）及び①の地点と⑩の地点を結ぶ昭和49年8月12日付け鹿児島県指令漁港第124号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+3.50メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 伊座敷漁港内の西防波堤天端に設置された伊座敷漁港四等三角点（北緯31度05分49.8382秒，東経130度41分29.3547秒）から201度23分45秒114.12メートル

の地点

- ②の地点 ①の地点から86度41分19秒19.79メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から356度24分49秒0.94メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から86度00分43秒3.30メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から176度24分49秒46.40メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から279度02分11秒12.37メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 5 度50分47秒22.00メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から349度01分10秒0.75メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から328度40分32秒0.49メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から307度19分36秒0.48メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から296度33分54秒0.49メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から273度29分52秒2.82メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から254度48分51秒0.58メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から231度37分36秒0.66メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から216度14分13秒0.36メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から200度44分51秒2.12メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から200度44分51秒6.42メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から269度19分26秒0.93メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から188度06分30秒1.86メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から215度29分27秒1.42メートルの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から186度38分50秒4.64メートルの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から279度30分10秒5.96メートルの地点
- ㉓の地点 ㉓の地点から 5 度45分00秒4.38メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から331度07分18秒1.04メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から 2 度37分09秒2.21メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から285度53分36秒0.91メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から353度38分36秒3.26メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から353度38分36秒1.77メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から 6 度27分50秒19.62メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から 6 度27分50秒1.35メートルの地点

(3) 面積

866.92平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 埋立免許年月日及び番号

平成27年 3 月 2 日

指令漁港第348号

6 公有水面埋立法第22条第 3 項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村

南大隅町

鹿児島県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 6 年 1 月 30 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日

県道	白谷雲水峡宮之浦線	熊毛郡屋久島町宮之浦宮之浦嶽国有林216林班そ1 小班地先から216林班た小班地先まで	令和 6 年 1 月 30 日
----	-----------	--	--------------------

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第 8 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 6 年 1 月 30 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 大工の源さん超韋駄天 2 H L B	株式会社三洋物産	310527
ぱちんこ遊技機	P A 満開昔ばなし天まで届け 1 0 O v e r . G O	豊丸産業株式会社	310595
ぱちんこ遊技機	P 銀河英雄伝説 D N T L 5 - X	株式会社ニューギン	310300
ぱちんこ遊技機	P 真・座頭市物語 D L - M X	株式会社ニューギン	3P1320
ぱちんこ遊技機	P ひぐらしのなく頃に・輪廻転生 F M - J T	株式会社ディ・ライト	3P1556
回胴式遊技機	L ドラゴンハナハナ～閃光～ J P	株式会社ピーセカンド	3S1450
回胴式遊技機	L 忍魂参 ～奥義皆伝ノ章～ A 3	株式会社大都技研	3S1553
回胴式遊技機	S キングクリエーター S K - 3 0	株式会社北電子	3S1561
回胴式遊技機	S ダンまち 2 X Z	株式会社ゼクロスクリエイティブ	3S1481